平成２１年（フ）第２１８２号
福岡市博多区吉塚７丁目９番２―503号
債務者　黒瀬　竜介
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１８４号
福岡市南区大平寺１丁目53番21号
債務者　澤村　　泉
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０１号
福岡県春日市塚原台２丁目86番地１
債務者　古川　輝男
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０８号
福岡市西区姪浜駅南３丁目１番９―603号
債務者　喜島　美穂
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１３号
福岡県大野城市旭ケ丘２丁目15番16号
債務者　辻　　元
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１７号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目25番６号
債務者　平　　恭郎
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２９号
福岡県太宰府市坂本１丁目２番10―306号
債務者　黒岩　佐恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２５１号
福岡市東区多々良１丁目11番７―203号
債務者　大谷　裕二
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２７１号
福岡市東区青葉４丁目19番２号
債務者　入江　麻貴
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２７４号
福岡市中央区平尾１丁目10番２―402号
債務者　鶴田　怜奈
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８４号
福岡市南区横手南町６番44号
債務者　倉成　幸佳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８５号
福岡市南区鶴田４丁目16番17―303号
債務者　藤岡　亜矢
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８９号
福岡県福津市花見の里３―20―12
債務者　保　　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９４号
福岡県春日市大谷９丁目40番地シティパル春日セントレ122号
債務者　黒川千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０２号
福岡市南区横手３丁目31番13号
債務者　澁谷　眞実
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０９号
福岡市博多区東比恵３丁目18番２―403号
債務者　有田　直美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１２号
福岡県大野城市下大利２丁目15番26号
債務者　榎　　繁智
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１６号
福岡市東区和白東３丁目24番15号
債務者　町田　桂子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部